

高 第 9 6 7 号

平成24年12月21日

軽費老人ホーム施設長 様

島根県健康福祉部長
(高齢者福祉課)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第66号）については、本日公布され、同日に施行されたところです。

この条例の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、これにご留意の上、適切な運営をよろしくお願いします。

また、この条例の施行に伴い、「島根県軽費老人ホーム設置運営指導指針」（平成21年3月31日付け高第1065号）は廃止します。

記

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものである。

2 条例の概要

次に掲げる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) その他設備及び運営に関する基準

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例で定める基準について

この条例で定める基準については、国の基準である「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）の規定に準じて定めたところであり、その解釈及び取り扱いについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知。以下「国通知」という。）に準じるものとする。ただし、非常災害に対する具体的な計画及び利用料の受領については、国通知のほか、5及び6に掲げ

る事項に留意すること。

5 非常災害に対する具体的な計画（条例第8条第2項）

- (1) 計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。
- (2) 計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導體制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。

6 利用料の受領（条例第16条）

- (1) 利用料の取り扱いについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成20年5月30日付け老発第0530003号）及び「島根県軽費老人ホームの利用料等に係る取扱基準等の策定について」（平成21年3月31日付け高第729号。以下、「県取扱基準」という。）の規定を遵守すること。
- (2) 条例第16条第1項第1号に定める「サービスの提供に要する費用」及び同条第3項に定める「生活費」の上限として「知事が定める額」とは、県取扱基準において定める額とする。

7 その他

条例全文（県報号外第174号）については、県庁ホームページの島根県報ページよりダウンロードできますのでご利用ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/>